

令和7年度 保育園入園児 募集要項

★**保育園とは**・・・児童福祉法に基づき、小学校入学前のお子様を、仕事や病気等の理由により日中家庭において面倒をみることができない場合、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

受付期間

- 一次受付 令和6年11月1日（金）から11月29日（金）まで
- 二次受付 令和6年12月2日（月）から令和7年1月31日（金）まで
- 随時受付 毎月1日入所・・・前々月末日まで
毎月15日入所・・・前月15日まで

※審査の都合上、1日及び15日以外の入所はできません。

※※申込前に確認してください※※

- ★欠員がない場合や、申込者が多数の場合は、入園できないことがあります。入園できなかったことを想定して、御家族で御相談のうえ、申込をしてください。
- ★申込前に御希望の各保育園を見学して、実際の園までの距離や園の様子等を御確認ください。なお、各保育園では育児相談や園庭開放などを行っており、入園前の見学も可能です。（実施時間等は各保育園によって違うため、あらかじめ御確認ください。）

山陽小野田市福祉事務所
子育て支援課保育係

電話 0836-82-1207

FAX 0836-82-1240

*** 保育園の入所について ***

保育園の利用を希望される場合には、保育の必要性などについて認定を受けていただくこととなります。保育が必要な理由により、標準時間保育と短時間保育に分かれ、保育可能な時間や保育料が異なります。

※短時間認定された方が保育時間を過ぎて利用した場合、延長保育料が別途かかります（1日200円、月上限3,000円）。

1 市内保育園

名称	公私	所在地	TEL(0836)	小学校区
	定員	開園時間	HP	
焼野保育園	私	小野田612番地2(本山小となり)	88-0514	本山
	120	7:00~19:00 (標準時間 7:00~18:00) (短時間 8:30~16:30)	有	
須恵保育園	私	小野田3385番地6(須恵西)	88-0250	赤崎
	120	7:00~19:00 (標準時間 7:00~18:00) (短時間 8:30~16:30)	有	
さくら保育園	私	赤崎二丁目1番28号(水神町)	88-0388	赤崎
	100	7:30~19:00 (標準時間 7:30~18:30) (短時間 8:30~16:30)	有	
伸宏保育園	私	港町7番43号(港町)	83-3139	須恵
	90	7:00~19:00 (標準時間 7:30~18:30) (短時間 8:30~16:30)	有	
姫井保育園	私	小野田7301番地(旦西)	83-2371	小野田
	90	7:00~19:00 (標準時間 7:00~18:00) (短時間 8:30~16:30)	有	
石井手保育園	私	東高泊333番地(石井手第二)	83-8375	高千帆
	120	7:15~18:45 (標準時間 7:15~18:15) (短時間 8:30~16:30)	有	
西高泊保育園	私	西高泊1867番地1(郷)	81-2400	高泊
	60	7:00~19:00 (標準時間 7:00~18:00) (短時間 8:30~16:30)	有	
日の出保育園	公	日の出二丁目5番28号(第一日の出)	83-2712	高千帆
	120	7:15~18:15 (標準時間 7:15~18:15) (短時間 8:30~16:30)	市HP内	
こぐま保育園	私	有帆10509番地15(南真土郷)	83-5127	有帆
	40	7:30~19:00 (標準時間 7:30~18:30) (短時間 8:30~16:30)	有	

名称	公私	所在地	Tel (0836)	小学校区
	定員	開園時間	HP	
真珠保育園	私	厚狭1031番地1(加藤北)	73-0188	厚狭
	100	平日 7:00~19:00 土曜日7:00~18:00 (標準時間 7:00~18:00) (短時間 8:30~16:30)	—	
貞源寺保育園	私	郡1391番地(殿町二)	72-0885	厚狭
	60	7:30~19:00 (標準時間 7:30~18:30) (短時間 8:30~16:30)	—	
貞源寺第二 保育園	私	鴨庄132番地1(鴨庄西)	72-0606	厚狭
	60	7:15~19:00 (標準時間 7:30~18:30) (短時間 8:30~16:30)	—	
ねたろう保育園	公	桜二丁目3番21号(末益)	71-0220	厚狭
	140	7:15~18:15 (標準時間 7:15~18:15) (短時間 8:30~16:30)	市HP内	
厚陽保育園	公	郡3510番地(古開作)	74-8411	厚陽
	60	7:15~18:15 (標準時間 7:15~18:15) (短時間 8:30~16:30)	市HP内	
あおい保育園	私	埴生782番地(下市)	76-1550	埴生
	45	7:10~19:00 (標準時間 7:10~18:10) (短時間 8:30~16:30)	—	

2 事業所内保育事業所

0歳～2歳（令和7年4月1日現在の年齢）の保育を行います。

名称	公私	所在地	Tel (0836)	小学校区
	定員	開園時間	HP	
ヤクルト保育園 プティット小野田	私	千崎495番地4(千崎東)	84-4727	高千帆
	10	7:00~19:00 (標準時間 7:30~18:30) (短時間 8:30~16:30)	有	

3 認定こども園

名称	公私	所在地	Tel (0836)	小学校区
	定員	開園時間	HP	
認定こども園 小野田めぐみ幼稚園	私	稲荷町3番25号(稲荷町北)	83-3236	小野田
	33	7:15~18:45 (標準時間 7:15~18:15) (短時間 8:15~16:15)	有	

3 入園基準（保育が必要な理由）

保育園へ入園できる児童は、両親（両親と別居している場合は児童の面倒をみている者）が次のいずれかの事情にある小学校入学前の児童です。

標準時間保育と短時間保育の認定を変更する際は、各種証明書を再提出していただく必要があります。

●標準時間保育（各園指定の標準時間保育時間帯での保育が可能）

1	就 労	月120時間以上、仕事をしている場合
2	妊 娠、出 産	児童の親が出産の前後であり、その児童の保育ができない場合（出産前後それぞれ3か月の内必要な期間。出産から3か月後に求職活動で入所期間を延長することはできません。）
3	保護者の疾病、障がい	病気であったり心身に障がいがあったりするため、その児童の保育ができない場合
4	災 害 復 旧	火災や風水害や地震などにより、その家を失ったり、破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合
5	就 学	月120時間以上の、職業訓練校を含む継続的な就学による場合
6	虐待やDVのおそれがある	虐待やDVのおそれがあり、家庭で保育することが望ましくない場合
7	そ の 他	市長が認めた場合

●短時間保育（各園指定の短時間保育時間帯での保育が可能）

1	就 労	月52時間以上、120時間未満の仕事をしている場合および内職請負
2	親族の介護、看護	児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障がいがある人がいるため、いつもその看護にあたり、その児童の保育ができない場合
3	求 職 活 動	入所後3か月以内に就労する場合
4	就 学	月52時間以上、120時間未満の職業訓練校を含む継続的な就学による場合
5	育児休暇取得中の継続入所	育児休暇取得時に、すでに保育を利用している児童の継続入所（出産後1年6か月の間）
6	そ の 他	市長が認めた場合

4 入園申込手続き

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申込書（新規）に必要事項を記入のうえ、以下の書類を添えて、市役所子育て支援課へ提出してください。

なお、申込書は、入園児1人につき1部必要となります。（必要書類の提示がない場合は、入所は認められません。）

① 保育園入園の理由となる証明書

<対象> 入所児童の両親（同居の祖父母は必須ではありませんが、添付がない場合、入所審査時の優先順位が下がります）

<必要書類>

- (1) 給与所得者、自営業経営者等、内職請負者、農業従事者・・・就労（採用内定）証明書
- (2) 通学中の人・・・申立書、在学証明書等
- (3) 出産する人・・・申立書、母子健康手帳の写し
- (4) 療養中の人・・・申立書、医師の発行した診断書
- (5) 病人の看護をしている人・・・申立書、介護される人の診断書等
- (6) 求職活動中の人、その他の理由・・・申立書

その他必要に応じて、他の証明書の提出を求められることがあります。

② 在園（予定）証明書（未就学児の兄弟が認可外保育施設に通っている場合）

5 保育料

保育料は両親の所得割課税額により決定します。令和7年度4月から8月分の保育料は、令和6年度の所得割課税額、9月から3月分の保育料は令和7年度の所得割課税額で算定します。

0歳から2歳児クラスまでの第二子以降の児童、3歳から5歳児クラスまでの児童の保育料は無償となります。

※副食費（給食費）は保護者様のご負担となります。0歳から2歳児クラスの副食費は保育料に含まれますので無償となります。ご不明な点がございましたら、市のHP若しくは子育て支援課までお問い合わせください。

<保育料が減額となる場合>

- ・ひとり親世帯で所得割課税額が77,101円未満の場合
- ・同居のご家族に身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方、又は特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者がおられる世帯で所得割課税額が77,101円未満の場合（手帳・証書等の写しの提出が必要）

★保育料の納入については、原則「口座振替」でお願いします★

6 その他

保育が必要な理由や、世帯状況などに変更が生じた場合は御連絡ください。実態との相違が発覚した場合は入所決定後であっても入所を取り消すことがあります。また、入園期間中（保育の実施期間中）であっても、入園基準に該当しない場合は退園していただく場合があります。

申込書の書き方

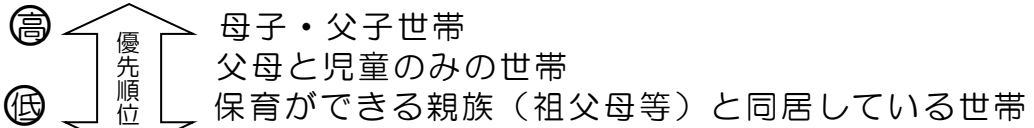
- ☆ 申込書の「記入上の注意」をご覧ください。
 - ☆ 文字は、楷書で黒のインク又はボールペンを使って記入してください。
 - ☆ 太枠の中のみ記入してください。
 - ☆ 記入後は、添付書類を添えて市子育て支援課に提出してください。
 - ☆ 内容に不備がある場合は、入所の許可ができない場合があります。また、入所決定後であっても入所を取り消すことがありますのでご注意ください。
- ① **新規に○をつけてください。**
 - ② 申込年月日を記入してください。
 - ③ 保護者住所、保護者氏名、連絡先を記入してください。なお、令和6年1月1日および令和7年1月1日現在の住所の欄には、山陽小野田市内であれば「市内」に○を、市外であれば市区町村名を記入してください。
 - ④ ③で市外の場合は「入所児童」「父」「母」の個人番号を記入してください。
 - ⑤ 第1希望から第3希望の保育園名は希望する順に保育園名を記入してください。希望する保育園が3園より多い場合は備考欄に第4希望以下を記入してください。
 - ⑥ 入所児童の欄は、氏名にふりがなを付してください。**年齢の欄には令和7年4月1日現在の年齢**を記入してください。
 - ⑦ 入所児童の世帯員の欄は、同じ家に住んでいる方全員（単身赴任者、別居監護者、世帯分離をしていても住所が同じ方を含む。）について記入し、児童からみた続柄を記入してください。幼稚園等に通う兄弟姉妹がいる場合は、必ず「職業・保育園・幼稚園・学校名等」の欄に幼稚園名等を記入してください。
通園、通学等をしていない幼児の場合は、「面倒を見る人」の氏名、住所を記入してください。
 - ⑧ 入所希望理由の欄については、該当するものにチェックをつけてください。該当するものがない場合は、その他欄に記入してください。
 - ⑨ その他確認事項の欄については、該当するものにチェックをつけてください。
 - ⑩ 重要事項の確認はよく御確認のうえ、署名してください。

新規入園者の選考方法について

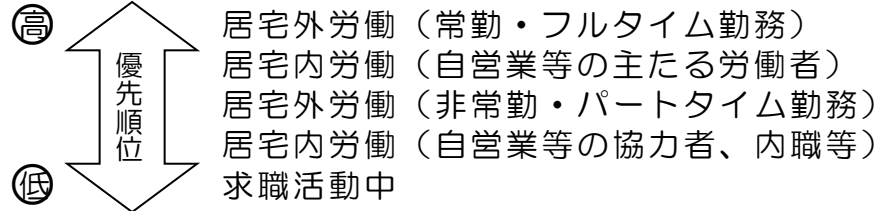
入園希望人数が定員を超える場合、選考基準に基づき選考を行います。

<入所者選考時の優先順位>

●世帯の状況

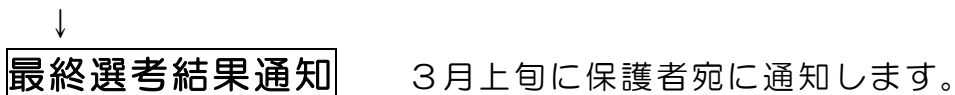
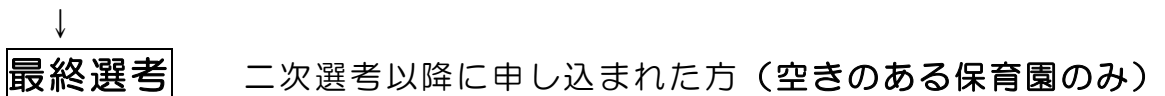
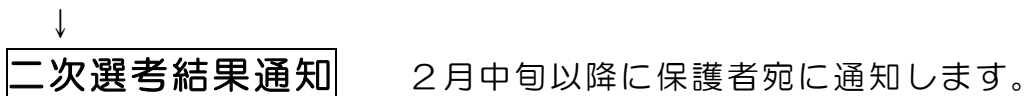
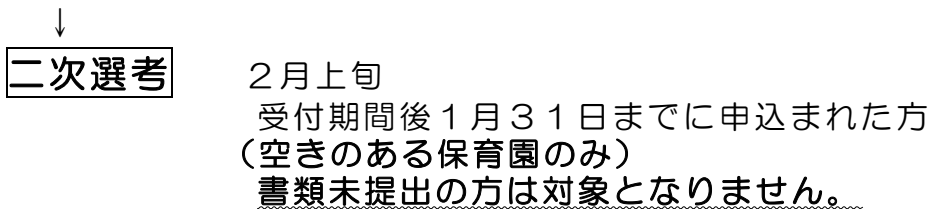
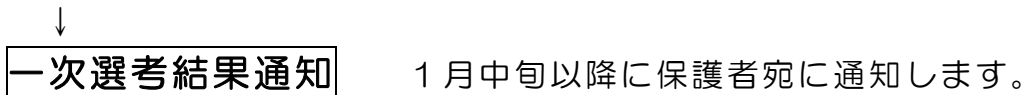
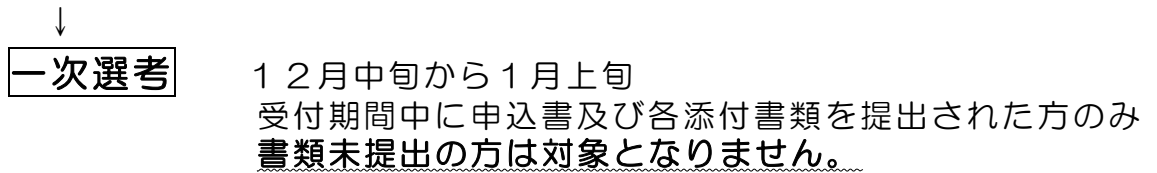
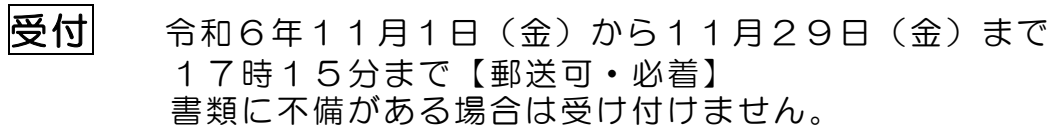


●就労状況



受付から入園決定まで（予定）

●一次受付



●二次受付終了後随時

